別表第一　行政職俸給表㈠の各級に相当する職務の級（第八条関係）

一　一般職給与法第六条第一項第一号ロ及び第二号から第十号までに規定する俸給表の適用を受ける者（別表第一の二に規定する職員を除く。）の行政職俸給表㈠の各級に相当する職務の級

行政職俸給表㈠	行政職俸給表㈡	専門行政職俸給表	税務職俸給表	公安職俸給表㈠
十級		八級	十級	十一級
九級		七級	九級	十級
八級		六級	八級	九級
七級		五級	七級	八級
六級		四級	六級	七級
五級		三級	五級	六級
四級	五級		四級	五級
三級	四級	二級	三級	四級
二級	三級	一級の十七号俸以上	二級	三級の九号俸以上 二級の三十三号俸以上 一級の四十一号俸以上

［新設］